

# 「夏休みこども村」開催について

子ども達が農業体験・自然体験を通じて、農業の豊かさや自然と人との関わり大切さを学ぶこと、人の和と助けあいの心を育てることを目的に企画いたしました。

## 1 スケジュール ☆都合によりカリキュラムが変更になる場合がございます。

## 2 どんなところ？

### 木島平やまびこの丘公園

高社山山麓に広がる「木島平やまびこの丘公園」やまびこの丘公園は多品種の花々が春～秋にかけて咲き誇るフラワーガーデン。花壇の間を縫うように散策路が整備され、通路の勾配や段差に配慮されたバリアフリー設計、休憩できるベンチも随所に。

他に芝生広場や子ども達に大人気の遊具「風の城」があります。どんな生き物に出会えるか探してみよう。

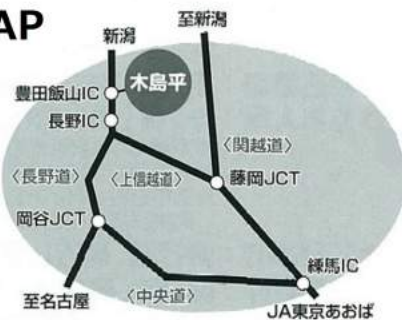


### ここにこファーム

農業体験をはじめ、飯盒カレー作りや魚つかみ、自然体験も楽しくできる農園です。



## 3 MAP



7月22日(月)	08:00	JA東京あおば発
	12:00	木島平到着・開村式
	12:20	昼食(お弁当)
	13:20	内山和紙体験の家 <i>いただきます♪</i>
	14:40	やまびこの丘公園
	16:00	カレー作り・夕食
	18:30	チェックイン、入浴
	20:00	キャンプファイヤー
21:00	就寝 (ホテルシュエネスベルク泊)	

7月23日(火)	07:30	朝食
	09:00	魚つかみ
	13:30	昼食(おにぎり弁当)
	17:40	夕食
	21:00	就寝 (ホテルシュエネスベルク泊)

7月24日(水)	07:30	朝食
	09:30	野菜収穫体験
	10:50	昼食・餅つき体験
	12:00	閉村式
	12:15	木島平出発(途中、道の駅立寄り)
	17:00	JA東京あおば着 <i>楽しかった♪</i>

### 旅行条件書(要旨)

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。

- 募集型企画旅行契約
  - この旅行は、JA東京あおば旅行センター(東京都練馬区高松5-23-27 東京都知事登録旅行業第2-6237号、以下「旅行センター」といいます。)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は旅行センターと募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
  - 契約の内容・条件は、コースごとに記載されている条件のほか、別途お渡しの旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅行日程表および旅行センター旅行契約(募集型企画旅行契約の部)によります。
- お申込み・契約成立の時期
 

旅行センター所定の申込書に下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」それぞれ一部または全部として取り扱います。電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段にてお申込みの場合、旅行センターが予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをしていただきます。旅行契約は当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立いたします。
- お申込金(お一人様)
 

旅行代金	1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申込金	2,000円以上 旅行代金まで	6,000円以上 旅行代金まで	12,000円以上 旅行代金まで	20,000円以上 旅行代金まで	30,000円以上 旅行代金まで	旅行代金の 20%まで
- 旅行代金のお支払い
 

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前(お申込が閉鎖の場合は旅行センターが指定する期日)までに前払いいたします。
- 旅行代金に含まれるもの
 

旅行日程に明示した運送期間の運賃・料金(注釈のないがざり普通席)(この運賃・料金には、運送機関の課す付加料・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。))を含みません。)、宿泊費、食費、消費税等の諸税および特にお明示したその他の費用(宿泊税の対象となる場合の宿泊税を含む)、添乗員同行コースの同行費用等。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの(一部例外)
 

上記のほかは旅行代金に含まれません。その一部を明示します。  
旅行中の個人的性質の諸費用(お客様ご自身の電話料その他の通信料、ホテルでの小物代、追加飲食料、運送機関の定める有料手荷物料、心付等)、運送機関の課す付加運賃・料金、オプションプラン(別途料金)の代金等。ご自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費、日本国内の空港施設使用料等。(ただし、空港施設料を含んでいることを明示したコースを除きます。)
- 取消料
 

契約成立後、お客様のご都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までに前払いがなく旅行センターが契約を解除した場合、旅行代金に対してお一人様につき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、契約を解除されたお客様から下記の取消料をいただくほか、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1台・1室あたりの)ご利用人数に対する差額代金を申し受ける場合があります。

旅行開始日の前日から	取消料(お一人様)
1) 21日前までに解除の場合(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
2) 20日～8日前までの解除(日帰り旅行にあっては10日目)に解除の場合(3～6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日～2日前に解除の場合(4～6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日前日に解除の場合	旅行代金の40%
5) 旅行開始日当日に解除の場合(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無運送不参加の場合	旅行代金の100%

※出発日・コース等の変更も上記取消料の対象となります。  
※オプションプランおよび宿泊費等各種追加料金も上記料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。
- 旅行条件の基準
 

本旅行条件は2019年4月1日を基準日として作成しております。
- 個人情報の取扱について
 

旅行センターの個人情報の取扱について、旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等その他への個人情報の提供を行います。また、DMなど旅行商品の推進やお客様との連絡のために利用させていただきます。
- その他
  - 旅行代金はお一人様分を表示しています。
  - 旅行センターはかかる場合も旅行の再実施はいたしません。

～国内旅行総合保険加入のすすめ～  
より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、国内旅行総合保険については、当社あるいは販売店の係員にお問い合わせください。

【後援】板橋区・練馬区

【協賛】板橋区教育委員会  
練馬区教育委員会  
板橋区農業委員会  
練馬区農業委員会

●JAの「地域振興事業」についてのお問い合わせは下記にどうぞ  
**JA東京あおば 地域振興部**  
 (こども村係)  
 東京都練馬区石神井町5-11-7  
 ☎03-5910-3066

旅行企画・実施 東京都知事登録旅行業第2-6237号  
**東京あおば農業協同組合**  
**JA東京あおば旅行センター**  
 〒179-0075 東京都練馬区高松5-23-27  
 03-5372-1318  
 総合旅行業務取扱管理者 田村 裕治

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記取扱管理者にお尋ねください。